



株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式

【表紙】

【提出書類】(2) 変更報告書 4
【根拠条文】 法第 27 条の 25 第 1 項
【提出先】 関東財務局長
【氏名又は名称】(3) いちごアセットマネジメント株式会社
【住所又は本店所在地】(3) 東京都千代田区九段南 2-1-30 イタリア文化会館 3F
【報告義務発生日】(4) 平成 19 年 2 月 22 日
【提出日】 平成 19 年 3 月 1 日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1 名
【提出形態】(5) その他
【変更報告書提出事由】(6) 保有目的から重要提案行為を行う目的を削除したことに
より、保有目的に変更が生じたため

第1【発行者に関する事項】(7)

発行者の名称	東京鋼鐵 株式会社
証券コード	5448
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	JASDAQ

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】(8)

(1)【提出者の概要】(9)

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	イチゴ・アセット・マネジメント・インターナショナル・ピーティー イー・リミテッド (Ichigo Asset Management International, Pte. Ltd)
住所又は本店所在地	048662 シンガポール、ラッフルズ プレイス 30、カルテックス ハ ウス #23-00 内 (#23-00 Caltex House, 30 Raffles Place, Singapore 048622)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成18年5月21日
代表者氏名	ナヴェイド エジャズ フアルーキ (Navaid Ejaz Farooqi)
代表者役職	パートナー (Partner)
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒102-0074 東京都千代田区九段南2-1-30 イタリア文化会館 3F いちごアセットマネジメント株式会社 清水早苗
電話番号	03-3230-1515

(2) 【保有目的】(10)

投資及び重要提案行為を行う目的
株主リターンとしての配当及び値上がり利益追求の目的

(3) 【重要提案行為等】(11)

該当なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】(12)

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項 本文	法第27条の23第3項 第1号	法第27条の23第3項 第2号
株券又は投資証券等(株・口)			2,266,000
新株予約権証券(株)	A	—	G
新株予約権付社債券(株)	B	—	H
対象有価証券 カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計(株・口)	M	N	O 2,266,000
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	Q		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P-Q)	R 2,266,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S		

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） (平成19年2月14日現在)	T 1,7446,000
上記提出者の 株券等保有割合（%） (R/(S+T)×100)	12.99%
直前の報告書に記載された株券 等保有割合（%）	12.64%

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】(13)

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成18年12月29日	株券	2,000	0.01%	市場内	取得	
平成19年1月9日	株券	59,000	0.34%	市場内	取得	
平成19年1月10日	株券	109,000	0.62%	市場内	取得	
平成19年1月11日	株券	9,000	0.05%	市場内	取得	
平成19年1月12日	株券	38,000	0.22%	市場内	取得	
平成19年1月15日	株券	70,000	0.40%	市場内	取得	
平成19年1月31日	株券	1,000	0.01%	市場内	取得	
平成19年2月1日	株券	4,000	0.02%	市場内	取得	
平成19年2月8日	株券	24,000	0.14%	市場内	取得	
平成19年2月9日	株券	95,000	0.54%	市場内	取得	
平成19年2月13日	株券	18,000	0.10%	市場内	取得	
平成19年2月14日	株券	43,000	0.25%	市場内	取得	
平成19年2月15日	株券	19,000	0.11%	市場内	取得	
平成19年2月19日	株券	13,000	0.07%	市場内	取得	
平成19年2月20日	株券	29,000	0.17%	市場内	取得	

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(14)

該当なし

(7) 【保有株券等の取得資金】(15)

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (U) (千円)	
借入金額計 (V) (千円)	
その他金額計 (W) (千円)	1,066,470
上記 (W) の内訳	顧客資産 1,066,470
取得資金合計 (千円) (U+V+W)	1,066,470

② 【借入金の内訳】

③【借入先の名称等】

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that we, ICHIGO ASSET MANAGEMENT INTERNATIONAL, PTE. LTD. (the "Company"), a corporation organized under the laws of Singapore and with its head office at #23-00 Caltex House, 30 Raffles Place, Singapore 048622, appoint ICHIGO ASSET MANAGEMENT Limited, with its office at Italian Cultural Institute Building 3F, 2-1-30 Kudan-Minami, Chiyoda-ku, Tokyo, 102-0074, Japan, with full power of substitution and revocation, to represent and act in the name, place and stead of the Company in Japan for the following purposes:

1. To prepare, execute and file to the Prime Minister, the Commissioner of the Financial Services Agency, and the Director of the Kanto Finance Bureau of the Ministry of Finance of Japan the report(s) on the large-scale holdings of securities required under the securities laws of Japan regarding the securities issued by Tokyo Kohtetsu Co., Ltd, a corporation organized under the law of Japan and having its head office at 2-2, Kanda-Tsukasa-cho, Chiyoda-ku Tokyo, Japan; and
2. To perform any and all other acts necessary or incidental to the performance of the foregoing powers herein granted.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has duly executed this Power of Attorney on December 31, 2006.



Navaid Ejaz Farooqi
Partner
Ichigo Asset Management International, Pte. Ltd.

(訳文)
委任状

シンガポール法により設立され存続し、シンガポール、ラッフルズ・プレイス、カルテックス・ハウス #23-00 内に主たる事務所を有する当社、イチゴ・アセット・マネジメント・ピーティーイー・リミテッド（以下「当社」という）は、ここに、郵便番号 102-0074 日本国東京都千代田区九段南2番1号30 イタリア文化会館ビル 3 階に事務所を有するいちごアセットマネジメント株式会に対して、日本国において当社のために、当社の名に於いて、当社に代わり、以下の目的で単独で代理行為を行う権限、並びに復代理人を選任及び解任する権限を授権し、委任するものとする。

1. 日本法に基づき設立され存続し、東京都千代田区神田司町2-2に本店を有する東京鋼鐵株式会社発行の株式につき、日本国証券取引法に基づく大量保有報告書（及び関連する届出書）を作成し、これに署名し、日本国の内閣総理大臣、金融庁長官及び財務省関東財務局長へ提出すること。
2. 本委任状において授権された上記権限の履行に必要又は付隨するその他すべての行為を行うこと。

上記の証として、当社は2006年12月31日、本委任状に適法に署名した。

イチゴ・アセット・マネジメント・ピーティーイー・リミテッド
パートナー
ナヴェイド・エジャズ・ファルーキ

以上正訳しました。

いちごアセットマネジメント株式会社
パートナー 清水早苗

